

## 農産物検査法に基づく登録検査機関に対する改善命令について

令和元年(2019年)7月2日

北海道農政部生産振興局農産振興課

北海道は、農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）に基づく登録検査機関である北海道農産物集荷協同組合が、法に違反し、農産物検査を行うことなく不適正な検査証明を行ったことを確認しました。

このため、北海道農産物集荷協同組合に対して、本日、適正な検査の実施及び法令等の遵守の徹底を旨とする法第23条に基づく改善命令を行いました。

### 【経過】

北海道及び農林水産省北海道農政事務所が、平成31年(2019年)2月25日から令和元年(2019年)5月17日までの間、北海道農産物集荷協同組合及び同組合の従たる事務所である株式会社萩原敬造商店に対し、法第31条第2項に基づく立入調査を実施した結果、以下の事実を確認しました。

- 1 北海道農産物集荷協同組合は、一般小豆235袋（30kg入紙袋）について、平成31年(2019年)2月25日に、農産物検査を行うことなく等級証印及び農産物検査員の認印を押印し、農産物検査日を平成31年(2019年)2月27日として法第13条第1項に定めた検査証明を行ったこと。
- 2 上記1については、北海道農産物集荷協同組合の農産物検査員が法第20条第2項に反して行ったものであること。

### 【措置】

上記1の行為は、法第13条第1項の規定に違反し、北海道農産物集荷協同組合による検査証明が適当ではないと認められ、また、上記2の行為は法第20条第2項の規定に違反し、北海道農産物集荷協同組合による農産物検査が適当ではないと認められるものです。

このため、法第23条に基づく改善命令を行うこととし、令和元年(2019年)6月18日に行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与したところ、令和元年(2019年)6月25日に弁明しない旨の回答を得たことから、本日別紙を内容とする改善命令を発出しました。

(別紙)

## 北海道農産物集荷協同組合に対する改善命令の概要

### 1 事業者の概要

登録検査機関名： 北海道農産物集荷協同組合  
代 表 者： 代表理事 山本 英明  
所 在 地： 札幌市中央区北4条西4丁目1番地  
設 立： 昭和29年3月4日  
業 務 内 容： 主要食糧及び農産物の共同販売・共同仕入・共同保管  
農産物検査法に基づく農産物検査業務等

### 2 改善命令の内容

農産物検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な以下の措置をとるべきこと。

- (1) 直ちに貴機関の各事務所において、農産物検査の実施が適正に行われているかを点検し、不適正な行為が確認された場合は、これを是正すること。
- (2) 今後、実施する全ての農産物検査については、今般の不適正な検査証明が行われたことを踏まえ、農産物検査法（昭和26年法律第144号）及び農産物検査業務規程に従い、適正に行うよう、貴機関に所属する農産物検査員及び全役職員に対して啓発を行い、その遵守を徹底させること。
- (3) 今回の不適正な事案の発生原因を究明・分析し、その結果を踏まえ、貴機関における農産物検査の適正な業務運営に関する責任の所在を明確にするとともに、法令遵守のチェック体制の再構築、強化・拡充等の再発防止策を講じること。
- (4) 今回の事案に関わった農産物検査員について、農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Ⅱの第4の2に規定する、農林水産省北海道農政事務所が開催する業務改善研修に参加させること又は参加させることを確約する誓約書を提出すること。
- (5) (1) から (4) までに基づき講じた措置について、令和元年(2019年)8月1日までに北海道知事宛てに文書で報告すること。

(参考)

## 農産物検査法(抄)

昭和二十六年四月十日法律第四百四十四号

(定義)

第二条 この法律において「農産物検査」とは、品位等検査及び成分検査を言う。

2 この法律において「農産物」とは、米穀、麦（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）その他政令で定める農産物（農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもので政令で定めるものを含む。）をいう。

3 この法律において「品位等検査」とは、第十七条第一項第一号に掲げる農産物の区分に係る登録検査機関が、農林水産省令で定めるところにより、第十一条第一項の農産物検査規格に基づいて行う同号に掲げる検査をいう。

4 (略)

5 この法律において「登録検査機関」とは、第十七条第二項の規程により農林水産大臣の登録を受けた法人を言う。

(検査証明)

第十三条 登録検査機関は、農産物検査を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、その農産物の包装若しくは票せんに検査年月日、農産物検査の結果その他必要な事項を表示し、又は当該農産物検査を請求した者（第十六条において「受検者」という。）にこれらの事項を記載した検査証明を交付しなければならない。

2 (略)

3 (略)

(農産物検査の義務等)

第二十条 登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならない。

2 農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。

3 (略)

(改善命令)

第二十三条 農林水産大臣は、登録検査機関が第二十条の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第十三条第一項の規定による表示若しくは検査証明の記載が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は農産物検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。